

議案第102号

## 東近江市病児保育室条例の制定について

東近江市病児保育室条例を次のとおり制定する。

平成27年11月30日提出（平成27年12月22日訂正）

東近江市長 小 椋 正 清

# 東近江市病児保育室条例

(設置)

第1条 児童の健全な育成を図るとともに、安心して子育てができる環境を整備するため、病児保育室を設置する。

(名称及び位置)

第2条 病児保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 東近江市立愛東病児保育室

(2) 位置 東近江市妹町29番地

(事業)

第3条 病児保育室は、次条に規定する児童を一時的に保育する事業を行う。

(対象児童)

第4条 病児保育室における保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有していること。

(2) 生後11月から小学校就学の始期に達するまでの間にあること。

(3) 市内の保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）若しくは規則で定める認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設をいう。）に在園し、又は地域型保育（子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。）を受けていること。

(4) 病気の回復期には至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態又は病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難であること。

(5) 保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を受けることが困難であること。

2 市長は、前項の規定に該当する児童のほか、病児保育室の利用が必要であると認める児童について、病児保育室を利用させることができる。

(定員)

第5条 病児保育室の定員は、規則で定める。

(利用時間及び休所日)

第6条 病児保育室の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 病児保育室の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（利用の登録）

第7条 病児保育室の利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ市長に利用の登録を届け出なければならない。

（利用の許可）

第8条 前条の規定による届出を行った保護者は、病児保育室を利用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、病児保育室の管理上必要な条件を付すことができる。

（利用の許可の制限）

第9条 市長は、病児保育室の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可をしないことができる。

- (1) 定員を超過するとき。
- (2) 病児保育室の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 病児保育室の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他病児保育室の管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 第8条の許可の対象となった児童（次条において「保育児童」という。）が、第4条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 病児保育室の利用が、前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第8条の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）が、利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (4) 当該許可に係る施設が災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

（使用料）

第11条 利用者は、病児保育室の利用の際に、保育児童1人につき日額2,000円の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(施行前の準備)

2 第7条の規定による利用の登録の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。